2　法人課税

㈠　試験研究を行った場合の特別税額控除制度について、特別試験研究費の額となる共同して行う試験研究等の範囲の見直しを行うこととした。（租税特別措置法第一〇条、第四二条の四及び第六八条の九関係）

㈡　試験研究費の総額に係る特別税額控除制度、特別試験研究費の額に係る特別税額控除制度、繰越税額控除限度超過額に係る特別税額控除制度、中小企業技術基盤強化税制及び繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る特別税額控除制度について、平成二五年四月一日から平成二七年三月三一日までの間に開始する各事業年度における税額控除の適用を受けることができる限度額を当期の税額の一〇〇分の三〇（改正前一〇〇分の二〇）相当額に引き上げることとした。（租税特別措置法第一〇条の二、第四二条の四の二及び第六八条の九の二関係）

㈢　エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第一〇条の二の二、第四二条の五及び第六八条の一〇関係）

(1)　その取得価額から普通償却限度額を控除した金額まで特別償却（即時償却）ができる措置について、対象資産にエネルギー消費量との対比における性能の向上に資する機械その他の減価償却資産のうち電気及び熱の効率的な利用に資するものを加えた上、その適用期限を平成二七年三月三一日までとする。

(2)　対象資産のうち建築物に係るエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備から建築物の熱の損失の防止及び建築物のエネルギーの効率的利用に資するものを除外する。

(3)　対象資産から交付を受けた補助金等をもって取得等をしたものを除外する。

㈣　国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、対象資産に専ら開発研究の用に供される一定の器具及び備品を加えることとした。（租税特別措置法第四二条の一一及び第六八条の一五関係）

㈤　雇用者の数が増加した場合の特別税額控除制度について、次のとおり見直しを行うこととした。（租税特別措置法第一〇条の五、第四二条の一二及び第六八条の一五の二関係）

(1)　税額控除の適用を受けることができる金額を基準雇用者数一人当たり四〇万円（改正前二〇万円）に引き上げる。

(2)　適用要件のうち基準雇用者数等の計算における前期末の雇用者から適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者を除外する。

㈥　国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は特別税額控除制度の創設

青色申告書を提出する事業者の平成二五年四月一日から平成二七年三月三一日までの間に開始する各事業年度において取得等をした生産等資産でその事業年度終了の日において有するものの取得価額の合計額が、次の(1)及び(2)の金額を超える場合において、その事業者がその事業年度においてその生産等資産のうち機械等を事業の用に供したときは、その取得価額の一〇〇分の三〇相当額の特別償却とその取得価額の一〇〇分の三相当額の特別税額控除との選択適用ができることとした。ただし、特別税額控除額については、当期の税額の一〇〇分の二〇相当額を限度とすることとした。（租税特別措置法第一〇条の五の二、第四二条の一二の二及び第六八条の一五の三関係）

(1)　その事業者が有する減価償却資産につきその事業年度において償却費として損金経理をした金額

(2)　比較取得資産総額の一〇〇分の一〇相当額

㈦　特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度の創設

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の認定経営革新等支援機関（これに準ずるものを含む。）による経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類の交付を受けた中小企業者等で、青色申告書を提出するものが、平成二五年四月一日から平成二七年三月三一日までの間に、経営改善設備の取得等をして、指定事業の用に供した場合には、その取得価額の一〇〇分の三〇相当額の特別償却（一定の中小企業者等については、その取得価額の一〇〇分の七相当額の特別税額控除との選択適用）ができることとした。ただし、特別税額控除額については当期の税額の一〇〇分の二〇相当額を限度とし、控除限度超過額については一年間の繰越しができることとした。（租税特別措置法第一〇条の五の三、第四二条の一二の三及び第六八条の一五の四関係）

㈧　雇用者給与等支給額が増加した場合の特別税額控除制度の創設

青色申告書を提出する事業者が、平成二五年四月一日から平成二八年三月三一日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した金額（以下「雇用者給与等支給増加額」という。）の基準雇用者給与等支給額に対する割合が一〇〇分の五以上であり、かつ、次の(1)及び(2)の要件を満たすときは、その雇用者給与等支給増加額の一〇〇分の一〇相当額の特別税額控除ができることとした。ただし、特別税額控除額については、当期の税額の一〇〇分の一〇（中小企業者等については、一〇〇分の二〇）相当額を限度とすることとした。（租税特別措置法第一〇条の五の四、第四二条の一二の四及び第六八条の一五の五関係）

(1)　雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額以上であること

(2)　平均給与等支給額が比較平均給与等支給額以上であること

㈨　船舶の特別償却制度について、対象船舶から次の(1)及び(2)の外航船舶を除外することとした。（租税特別措置法第四三条及び第六八条の一六関係）

(1)　対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例の適用を受ける法人の外航船舶のうち日本船舶に該当するもの

(2)　右記(1)の法人の子会社の外航船舶のうち日本船舶に該当しないもの

㈩　特定信頼性向上設備の特別償却制度の創設

青色申告書を提出する法人で電気通信基盤充実臨時措置法の実施計画について認定を受けたものが、平成二五年四月一日から平成二七年三月三一日までの間に、その認定に係る実施計画に記載された特定信頼性向上設備の取得等をして、その法人の事業の用に供した場合において、その事業の用に供した特定信頼性向上設備が既に保管されている電磁的記録の保全に資するものであることにつき証明がされたときは、その取得価額の一〇〇分の一五相当額の特別償却ができることとした。（租税特別措置法第四四条の五及び第六八条の二六関係）

(一)　特定地域における工業用機械等の特別償却制度について、次のとおり見直しを行うこととした。（租税特別措置法第一二条、第四五条及び第六八条の二七関係）

(1)　半島振興対策実施地域に係る措置について、青色申告書を提出する事業者が、平成二五年四月一日から平成二七年三月三一日までの期間のうち一定の期間内に、半島振興対策実施地域として指定された地区のうち産業の振興のための取組が積極的に推進される地区において製造業等の事業の用に供する一定の設備の取得等をする場合において、その取得等をした設備をその地区内においてその事業の用に供したときは、その設備を構成するもののうち産業振興機械等につき、五年間、普通償却限度額の一〇〇分の三二（建物等及び構築物については、一〇〇分の四八）相当額の割増償却ができる措置に改組する。

(2)　離島振興対策実施地域に係る措置及び離島振興対策実施地域に類する地区に係る措置について、青色申告書を提出する事業者が、平成二五年四月一日から平成二七年三月三一日までの期間のうち一定の期間内に、離島振興対策実施地域として指定された地区及びこれに類する区域のうち、産業の振興のための取組が積極的に推進される地区において製造業等の事業の用に供する一定の設備の取得等をする場合において、その取得等をした設備をその地区内においてその事業の用に供したときは、その設備を構成するもののうち産業振興機械等につき、五年間、普通償却限度額の一〇〇分の三二（建物等及び構築物については、一〇〇分の四八）相当額の割増償却ができる措置に改組する。

(3)　過疎地域に係る措置及び振興山村に係る措置について、これらの措置の対象となる地区から右記(1)及び(2)の改組後の措置の対象となる地区を除外する。